

令和3年度（2021年度）豊中市地域包括支援センター事業評価業務

委託事業者募集要項

1. 目的

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の46に基づき設置する地域包括支援センターの質の向上のために実施する事業評価業務を、ノウハウや実績等を有する事業者へ委託実施し、評価結果を地域包括支援センターにフィードバックするとともに、公表することで市民サービスの向上を図る。

2. 募集対象業務

(1) 業務名

豊中市地域包括支援センター事業評価業務

(2) 業務内容

令和3年度（2021年度）豊中市地域包括支援センター事業評価業務委託仕様書のとおり

(3) 履行場所

豊中市が委託する地域包括支援センターほか市が指定する場所。

(4) 履行期間

令和3年度（2021年度）豊中市地域包括支援センター事業評価業務委託仕様書のとおり

(5) 予算額（年額：委託料の上限額）

805,000円

※上記金額には、消費税及び地方消費税を含む。

3. 参加資格

本案件に参加できるものは、参加表明書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす事業者とする。なお、提出後において、要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 大阪府の福祉サービスの第三者評価機関として認証を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 令和3年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること（応募書類の提出期日において資格を有しない者は契約締結時まで資格を取得すること）。
- (4) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札指名停止措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで。国または本市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けていないこと。
- (5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで。国または本市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けていないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項

の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 日程の概要*いずれも令和3年（2021年）

- (1) 募集要項等の公表 4月12日（月） 市ホームページに掲載
 (2) 質問受付期限 4月15日（木） 午後5時まで（必着）
 ※応募に関する質問はメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲載し、個別には回答しない。メールの際は、必ず事前に市に連絡すること。
 (3) 質問への回答 4月19日（月）
 (4) 応募書類等提出期限 4月23日（金） 午後5時までに必着（郵送のみ）
 (5) 書類審査（一次審査） 4月下旬
 (6) 面接（プレゼンテーション） 審査（二次審査） 4月下旬
 (7) 審査結果の通知予定日 5月上旬
 (8) 委託契約の締結予定日 5月中旬
 (9) 審査結果の公表予定日 5月下旬
 ※（6）以降の日程は、応募状況等に応じて変更となる場合がある。

5. 応募方法

- (1) 提出書類の種類

NO	提出書類	留意事項	様式
①	参加表明書		第1号
②	質問票	質問がある場合のみ。	任意様式
③	業務提案書 *業務実績含む		任意様式
④	入札参加停止措置等状況調書		第2号
⑤	見積書	人件費、関連経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書（任意様式）を添付すること。	第3号
⑥	参加辞退届		第4号

(2) 提出部数

- ・ 正本1部、副本8部（(1)の提出書類のうち①③④⑤）
印鑑が必要な書類については、正本1部のみ提案者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印。副本は複写可。
- ・ 参加表明書等（様式第1号）の提出にあたっては、提出書類の①③④⑤の順にA4縦型フラットファイルに左綴じとし、提出書類に見出しのインデックス（例：「様式第〇号」「書類①」など）を貼付すること。
- ・ 応募書類の提出は郵送のみです（「4. 日程の概要*いずれも令和3年（2021年）」の（4）のとおり）。
- ・ 提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類等の不足又は提出期限内に提出がない場合は、本案件の参加自体を無効とします。提出書類等の受付後、追加及び修正は認めません。
- ・ 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。
- ・ 提出書類等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案事業者に帰属します。提出書類等は事業者選定のみ利用し、他の目的には使用しません。また、提出書類等は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ・ 提出書類等は一切返却いたしません。

(3) 参加の取り下げ

参加表明書等の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに長寿安心課（電話：06-6858-2867）まで電話連絡するとともに、参加辞退届（様式第4号）を1部提出してください。

6. 選定

(1) 審査方法

市職員で構成する「選定委員会」（以下「委員会」という。）が行います。

審査にあたっては、審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、最優秀提案事業者を選定します。なお、委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

<審査基準>

評価項目	評価内容	配点
業務提案	・ 本業務に取り組む基本的な考え方は。 ・ 事業評価にかかる国の通知や、「豊中市地域包括支援センター評価の手引き（令和3年4月）」に基づいた提案になっているか。 ・ 実施体制は必要かつ十分か。	30点
業務実績	過去3年（平成30年度・令和元年度・2年度）以内で自治体等の類似の業務を行った実績があるか。 【評価ランク】 A：7件以上 B：5～6件 C：3～4件 D：1～2件 E：実績なし ※ 実績を証明できる契約書等の写しを添付してください。	10点

見積金額	見積金額は妥当か。 配点 (10点) × (提案価格のうちの最低価格/提案価格) (小数点以下は切り捨て)	10点
過去の処分歴等	公募日から起算し、過去3年以内に、本市及び国、他の自治体から入札参加停止措置等の処分を6か月以上受けた場合、または公募日から起算し、過去3年以内に、本市から契約解除または書面による警告を受けた場合。	-4点
	公募日から起算し、過去3年以内に、本市及び国、他の自治体から入札参加停止措置等の6か月未満の処分を受けたことがある場合	-2点

- ・ 審査基準のうち、「業務提案」及び「業務実績」にかかる採点は、評価ランクによりAからEまでの評価を行い、それぞれのランクに該当する係数を、各評価項目の配点に乗じて算出します。

【評価ランク】

ランク	評価	配点係数
A	特に優れている	100%
B	優れている	75%
C	平均的・普通	50%
D	やや劣っている	25%
E	劣っている	0%

① 書類審査（一次審査）

応募事業者が5社以上あった場合のみ実施します。

結果はすべての提案事業者に通知を行うとともに、面接（プレゼンテーション）審査（二次審査）の対象となる提案事業者には、その旨通知します。

② 面接（プレゼンテーション）審査（二次審査）

提案書に基づく面接審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案事業者を最優秀提案事業者とし、契約交渉の相手方とします。なお、審査の結果、合計点が全体配点の50%未満の場合は順位にかかわらず選外とします。合計点と同じ場合は、委員会委員による合議で審査結果を確定します。当日の時間、場所等は、書類審査を実施の場合は、終了後、書類審査の可否とともに通知します。書類審査を実施しない場合は、別途通知します。

内容：提案書類に基づき、提案事業者からの説明、選定委員からの質疑を非公開で行います。

面接時間：1提案事業者あたり概ね20分以内とします。

* 提案者からの説明（10分以内）＋質疑応答（10分以内）

留意事項：パワーポイント等を使用する場合に必要な機材はすべて、提案事業者で用意すること。本市は、スクリーンと電源のみ用意します。また、実施場所はインターネット有線回線を使用できる環境ではないことに留意すること。当日の出席者は、すべて提案事業者が雇用している者とし、1提案あたり3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）で、提案内容の質疑に応答でき、本業務を担当する者としてします。

※新型コロナウイルスの影響により、来庁による面接審査の実施が不相当と判断される場合は、オンライン（Zoom）等の審査方法に変更する場合があります。

(2) 審査結果の通知

結果は5月上旬を目途に最優秀提案事業者には、採点結果とその旨を、その他の提案事業者には選外の旨を郵送にて通知します。（一次審査としての書類審査を行った場合、選外となった提案事業者にはその旨と採点結果を通知します）。また、評価内容および選定結果に対する問い合わせには応じません。なお、提案者からの審査結果に関する情報の開示については、提案者の自己情報についてのみ対象となります。

(3) 審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページ等において結果公表を行います。公表する内容は次のとおりです。

- ① 最優秀提案事業者の名称、評価合計点
- ② 最優秀提案事業者の選定理由
- ③ 全提案事業者の名称
- ④ 提案事業者ごとの評価結果の合計点
- ⑤ 選定委員の名前

※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

7. 提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・契約締結日までの間に、3で規定する参加資格に抵触するに至ったとき。
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき。
- ・提出期限までに指定した提出場所に提案書類の提出がないとき。
- ・面接（プレゼンテーション）審査に欠席したとき。
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ・他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき。
- ・選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ・本公募案件に関して選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触し、または接触を求めたとき。
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- ・審査の公平性を害する行為があったとき。
- ・見積金額が予算額を超える場合。
- ・前各号に定めるもののほか、業務提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格と認めたとき。

8. 契約について

- ・最優秀提案事業者は、採択された提案をもとに、本市と仕様並びに価格等協議のうえ、本市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、最優秀提案事業者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。
- ・協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがあります。
- ・本業務の受託者は、原則として契約保証金の納付を行うこととします。

○契約保証金を納付する場合

契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に納めていただきます。

○契約保証金を免除する場合

- ・履行保証保険の契約をするとき

契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結していただきます。

- ・本市財務規則第110条第3号または第6号の規定に該当すると本市が認めたとき

9. 留意事項

- ・各包括が1台分の駐車場を確保します。別に1台必要であればあらかじめ各包括周辺の有料駐車場等を受注者の責任において調べておくこと。
- ・包括周辺には、昼食ができる店が少ないため、あらかじめ用意しておくこと。
- ・ヒアリング中は、適宜休憩を取るなど3密を避ける工夫を行うこと。
- ・本プロポーザルに要する経費(提案書の作成・提出及びプレゼンテーションに関する費用、旅費等)は、応募者の負担とする。
- ・委員会の構成員、提案事業者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ・本公募案件に関して市職員への接触を禁じます。
- ・審査結果後に本募集要項及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- ・応募書類等の作成およびその他の手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限るものとします。

10. 問い合わせ先

豊中市中桜塚3-1-1

豊中市福祉部長寿安心課 地域支援係

電話：06-6858-2867 FAX：06-6858-3611

E-mail：choujuanshin@city.toyonaka.osaka.jp